

税のお知らせ

忘れていませんか？

市税の納付

税金は

納期限内に納めましょう！

平成25年度の市税等の納期も最終納期となります。

皆さんから納めていただいている市税等は、市の発展に欠くことのできない大切な財源です。お手元の納税通知書をもう一度ご確認ください、納め忘れないようにお願いします。

※納税目や納期限は、2ページの「暮らしの情報」に掲載しています。2月の納税目と納期限をご確認ください。

◎問い合わせ：

収納課収納管理係
☎(55)50087
または収納徴収係
☎(55)50088

消費税および地方消費税が変わります！

平成26年4月1日から消費税および地方消費税の税率が

8%に引き上げられます。

また、今回の引き上げに際し、消費税の円滑な転嫁を確保するため、消費税転嫁対策特別措置法によって、次のような措置が設けられました。

総額表示義務の特例

税込み価格と誤認されないための措置を講じていただければ、税込価格による表示をしなくともよいとする特例【表示例：100円(税抜き)】。

転嫁拒否等に関する措置

事業者間の取引で、税率の引き上げ分の転嫁を拒んだり、チラシや店頭で転嫁を阻害する表示(例：「消費税還元セール」等の表示)を規制する措置。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

◎問い合わせ：

二本松税務署
☎(23)11022

自動車・軽自動車の変更手続きはお済みですか？

自動車税・軽自動車税は、毎年4月1日現在で、運輸支局や軽自動車協会等に登録されている所有者(所有権留保

付自動車の場合は使用者)に課税されます。

車やバイクを他人に譲り渡したり、廃車したりしようとする場合などは、トラブルを避けるためにも速やかに変更手続きを済ませましょう。

なお、軽自動車税には、月割課税制度がありませんのでご注意ください。

◎問い合わせ：

普通自動車・二輪小型自動車(250ccを超えるバイク)の変更手続き
国土交通省福島運輸支局
☎050(5540)2015

◎自動車税について

県北地方振興局県税部
☎024(523)0051
○軽自動車(軽二輪を含む)の変更手続き
福島県軽自動車協会
☎024(546)2577

○原付自転車・小型特殊車両の変更手続きおよび軽自動車税について
税務課市民税係
☎(55)50085
または各支所地域振興課

環境衛生のお知らせ

犬の放し飼いは絶対にやめましょう

最近、放し飼いに保護される犬が増えていきます。

飼い主の義務

県では犬による危害の防止に関する条例を定めており、「犬の所有者は、飼い犬についてつなぎとめておかなければならない」とあります。条例に違反すると、拘留または料料に処される場合があります。

たとえば、おとなしい犬でも放し飼いにし、子どもや他の犬にかみつくことや、自動車と接触して交通事故になることもあります。

逃げてしまったら

散歩中に誤って犬を逃がしてしまった場合は、左記までご連絡ください。

◎問い合わせ：

生活環境課環境衛生係
☎(55)5103
県北保健福祉事務所
☎024(534)4305
二本松警察署
☎(23)1212

豊かな緑に囲まれた静寂な施設のなか、
祭壇 葬儀用品 お料理 花輪 贈答品
など、満足のいくサービスを提供いたします。

社の中の斎場

ありがとう
心静かに手を合わす。

フリーダイヤル 0120-43-1194
●年中無休 ●24時間受付 ●大駐車場完備

ほうりん斎場 二本松市上竹2-286-1
ほうりん斎場-ル TEL.0243-23-5520 FAX.0243-22-7377
東和斎場 二本松市針道字鍛冶屋敷15-1
大山斎場 大玉村大山字玉貫19-7
福島平野斎場 福島市飯坂町平野字大前田1-4
TEL.024-542-6444 FAX.024-542-4960

ほうりん 鳳麟